

琵琶湖外来水生植物対策協議会の設立趣旨について

オオバナミズキンバイは、平成21年12月に琵琶湖南湖の赤野井湾で初めて生育が確認されました。当時の生育面積は142m²であったものが、平成25年12月には南湖全体で約65,000m²となり、その生育範囲を急速に拡大させています。また、ナガエツルノゲイトウやミズヒマワリなどのその他の外来水生植物は、ボランティアの地道な取り組みや滋賀県が行ってきた防除事業により、爆発的な拡散、拡大は抑制しているものの、放置すると著しく拡大する可能性が高いことが明らかになっています。

これらの外来水生植物の侵入は、琵琶湖の在来植物や底生生物、魚類などの生育・生息環境の悪化、水流の停滞による水質の悪化、漁船の航行や魚場への影響など、琵琶湖の生態系や景観、産業への影響が懸念されています。

このような中で、オオバナミズキンバイは平成24年度から、また、ナガエツルノゲイトウは平成19年度から、本格的に地域住民や地元自治体を中心となって防除の取り組みを進めていただいているところです。また、滋賀県も上述の地域住民等の取り組みに対し、作業に必要な資機材の貸与や勉強会の講師を派遣するなどとともに、平成25年度には国の緊急雇用創出特別推進事業を活用してオオバナミズキンバイの生育状況の調査と約18,000m²の駆除を行うなど、外来水生植物対策を推進してきました。

しかしながら、これらの侵略的外来水生植物は、葉や茎などから再生することが指摘されており、流出や取り残しのないように駆除作業は人力に頼らざるを得なかったところであり、いかにして迅速かつ効果的・効率的な駆除を行うかが大きな課題となっています。併せて、オオバナミズキンバイは日本に侵入して間がないために、専門的な研究がほとんどなく、その生態が十分に明らかになっていないことから、なお一層、対策を難しくしています。

そこで、関係者による情報の共有と連携体制の整備を図り、オオバナミズキンバイの生態解明や、効果的・効率的な防除方法の確立とそれに基づく駆除を行い、外来水生植物の拡散防止と根絶をもって琵琶湖の水辺環境の回復と貴重な生物の生育・生息環境を再生し、持続的な生態系サービスの享受を実現することを目指し、琵琶湖外来水生植物対策協議会を設立することとします。